

平成21年度における「内閣法制局特定事業主行動計画一次世代育成支援プランナー」に基づく措置の実施状況の公表について

平成23年3月24日

内閣法制局

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、「内閣法制局特定事業主行動計画一次世代育成支援プランナー」による措置の実施状況について、以下のとおり公表します。

1. 目標に対する実績

(1) 子どもが出生した男子職員1人当たりの休暇の取得日数を前年度より増加させる。

平成21年度中に子どもが出生した男子職員1人当たりの休暇取得日数	20年度実績
14.5日	14.6日

(2) 未就学児養育職員1人当たりの休暇の取得日数を前年度より増加させる。

未就学児養育職員1人当たりの休暇の取得日数	20年度実績
13.5日	13.7日

2. その他の取組事項

次世代育成支援対策推進法の趣旨に鑑み、局内LAN掲示板に出産・育児に係る休暇等の制度について掲示を行った。